

事 務 連 絡
令和元年6月28日

各内部部局 御中

健康局健康課

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行に関する事項について、「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの送付について」（平成31年4月26日付け事務連絡。以下「Q&A」という。）により示しているところです。

今般、別添のとおりQ&Aを改正することとしましたので、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管法人、関係事業者等に内容等の周知をお願いいたします。